

様式第 3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者

大気汚染防止法第 18 条第 1 項（第 18 条第 3 項、第 18 条の 2 第 1 項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整理 番号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
一般粉じん発生施 設の構造並びに使 用及び管理の方法	別紙 1 から別紙 4 のとおり。	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。